令和７年度　財政健全化法に基づく財政指標

地方公共団体の財政破綻を防ぐため、財政状況を統一的な指標で明らかにすることとした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、令和７年度決算における健全化判断比率等について、次のとおり公表します。

勝浦町の健全化判断比率については、全ての指標において基準を大きく下回っているため、財政状況が健全な水準に保たれていることがわかります。

項目		比率（%）	基準値（%）	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	**①実質赤字比率** 一般会計等における赤字規模を表す比率	―	15.00	20.00
	②連結実質赤字比率 全会計における赤字規模を表す比率	―	20.00	30.00
	③実質公債費比率 収入に対し借金等負債返済の割合を表す比率	5.8 (5.4)	25.0	35.0
	④将来負担比率 収入に対し将来返済する可能性のある金額の規模を示す比率	―	350.0	
⑤資金不足比率	病院事業	―	経営健全化基準 20.0	
	簡易水道事業	―		
	農業集落排水事業	―		

※（）内は、前年度数値

※比率が算定されない場合や資金不足がない場合は「－」を記載

